

令和4年5月27日

特定商取引法違反の訪問販売業者3社に対する業務停止命令（9か月）及び指示並びに各事業者の代表者3名に対する業務禁止命令（9か月）について

- 消費者庁は、消費者に販売したソーラーパネルを消費者から賃借（リース）した上で、当該ソーラーパネルに関し電力会社から得た売電収入からリース料を支払うと称する役務の提供を連携共同して行う訪問販売業者であるサンパワージャパン合同会社（本店所在地：大阪府大阪市）（以下「サンパワージャパン」といいます。）、株式会社M&i（本店所在地：東京都千代田区）（以下「エムアンドアイ」といいます。）及び株式会社A・LIKE（本店所在地：東京都中央区）（以下「ア・ライク」といいます。）に対し、令和4年5月26日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、令和4年5月27日から令和5年2月26日までの9か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- 併せて、消費者庁は、サンパワージャパン、エムアンドアイ及びア・ライクに対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、サンパワージャパンの代表社員である齊藤健吾（さいとう けんご）、エムアンドアイの代表取締役である小松昌宏（こまつ まさひろ）及びア・ライクの代表取締役である佐藤俊介（さとう しゅんすけ）に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和4年5月27日から令和5年2月26日までの9か月間、サンパワージャパン、エムアンドアイ及びア・ライクに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

(1) サンパワージャパン

ア 名称：サンパワージャパン合同会社

(法人番号：4130003004287)

イ 本店所在地：大阪府大阪市中央区南本町二丁目6-8
ウ 代表者：代表社員 齊藤 健吾
エ 設 立：平成27年6月24日
オ 資 本 金：500万円
カ 取引類型：訪問販売（販売預託）
キ 取扱役務：消費者に販売したソーラーパネルを消費者から賃借（リース）した上で、当該ソーラーパネルに関し電力会社から得た売電収入からリース料を支払うと称する役務

(2) エムアンドアイ

ア 名称：株式会社M&I
(法人番号：4010001096413)
イ 本店所在地：東京都千代田区神田須田町一丁目24番10号
ウ 代表者：代表取締役 小松 昌宏
エ 設 立：平成2年4月16日
オ 資 本 金：3000万円
カ 取引類型：訪問販売（販売預託）
キ 取扱役務：消費者に販売したソーラーパネルを消費者から賃借（リース）した上で、当該ソーラーパネルに関し電力会社から得た売電収入からリース料を支払うと称する役務

(3) ア・ライク

ア 名称：株式会社A・LIKE
(法人番号：9010001139497)
イ 本店所在地：東京都中央区日本橋小伝馬町16番8号
ウ 代表者：代表取締役 佐藤 俊介
エ 設 立：平成23年4月12日
オ 資 本 金：2000万円
カ 取引類型：訪問販売（販売預託）
キ 取扱役務：消費者に販売したソーラーパネルを消費者から賃借（リース）した上で、当該ソーラーパネルに関し電力会社から得た売電収入からリース料を支払うと称する役務

2 特定商取引法の規定に違反又は該当する行為

- (1) 役務の内容につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項第1号）
- (2) 訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為（特定

商取引法第7条第1項第1号)

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：サンパワー・ジャパンに対する行政処分の概要

別紙2：エムアンドアイに対する行政処分の概要

別紙3：ア・ライクに対する行政処分の概要

別紙4：斉藤健吾に対する行政処分の概要

別紙5：小松昌宏に対する行政処分の概要

別紙6：佐藤俊介に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

サンパワージャパン合同会社に対する行政処分の概要

1 事業概要

サンパワージャパン合同会社（以下「サンパワージャパン」という。）は、株式会社M&I（以下「エムアンドアイ」という。）及び株式会社A・LIKE（以下「ア・ライク」という。）と連携共同して、サンパワージャパンが消費者に販売したソーラーパネルをサンパワージャパンが賃借した上で、当該ソーラーパネルに関し電力会社から得た売電収入からリース料を支払うと称する役務（以下「本件役務」という。）を提供する事業を行っているものである。

サンパワージャパンは、エムアンドアイ及びア・ライクとの間で、それぞれ平成28年に、販売代理店契約を締結し、エムアンドアイ及びア・ライクが、それぞれサンパワージャパン東京神田支店及び日本橋支店として、サンパワージャパンから、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）に係る勧誘業務及び苦情対応業務に関し指示を受けながら、本件役務提供契約に係る勧誘及び苦情対応を行っていた。

そして、サンパワージャパンは、エムアンドアイ又はア・ライクから勧誘を受けた消費者との間で本件役務提供契約を締結し、消費者に対し、本件役務の内容であるリース料の支払を行っていたが、遅くとも令和2年3月以降は、エムアンドアイ又はア・ライク自身が、サンパワージャパンとの間で本件役務提供契約を締結していた一部の消費者に対しサンパワージャパンに代わって本件役務の内容であるリース料の支払を行っている。

サンパワージャパンは、エムアンドアイ及びア・ライクと連携共同して、消費者宅等サンパワージャパン、エムアンドアイ及びア・ライクの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結していることから、このようなサンパワージャパンがエムアンドアイ及びア・ライクと連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

サンパワージャパンは、令和4年5月27日から令和5年2月26日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア サンパワー・ジャパンが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ サンパワー・ジャパンが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ サンパワー・ジャパンが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア サンパワー・ジャパンは、エムアンドアイ及びア・ライクと連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為並びに同法第7条第1項第1号の規定に該当する訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをサンパワー・ジャパンの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ サンパワー・ジャパンは、エムアンドアイ及びア・ライクと連携共同して行う訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和元年8月1日から令和4年5月26日までの間にサンパワー・ジャパンとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、サンパワー・ジャパンに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和4年6月27日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知文書を添付すること。）により報告すること。

なお、令和4年6月9日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

- (ア) 前記（1）の業務停止命令の内容
- (イ) 本指示の内容
- (ウ) 下記4（1）の違反行為の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

サンパワージャパンは、以下のとおり、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 役務の内容につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項第1号）

サンパワージャパンは、遅くとも令和元年8月以降、エムアンドアイ及びア・ライクと連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件役務に関し、同月以降は相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払っていないにもかかわらず、当該ソーラーパネルに係る売電収入からリース料が支払われることや滋賀県大津市に発電所が既に完成している旨を記載したパンフレットを交付して閲覧させるとともに、「サンパワージャパンは、オーナー様にサンパワージャパンのソーラーパネルを販売して、オーナー様から、そのソーラーパネルのリースを受け、電力会社にそのソーラーパネルで発電した電力を売り、その売電収入で、お客様にリース料を払うという仕組みで事業を行っている。」、「サンパワーは、滋賀県大津市にソーラーパネルを設置しており、そのソーラーパネルを購入すると、購入したパネルの枚数に応じて、売電収入から配当が受け取れる。」などと、あたかも相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払うかのように告げている。

(2) 訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為（特定商取引法第7条第1項第1号）

サンパワージャパンは、遅くとも令和2年3月以降、訪問販売に係る本件役務提供契約を締結した者に対し、本件役務に係るリース料について1月、3月、5月、7月、9月及び11月の各月月初めに年6回のリース料を支払う旨定められていたにもかかわらず、リース料を支払わないなど、本件役務提供契約に基づく債務の履行の一部を拒否するとともに、リース料の支払がなされないことから、本件役務提供契約を解除した者に対し、

本件役務提供契約に基づき受領した金銭を返還しないなど、本件役務提供契約の解除によって生ずる債務の履行の全部を拒否している。

5 事例

【事例1】（役務の内容につき不実のことを告げる行為）

エムアンドアイの従業員Zは、令和2年12月上旬、消費者Aの自宅に本件役務提供契約に関するパンフレットを送付するとともに、Aの自宅に電話をし、「資料を送ったのですが、見ましたか。」「電話では詳しい内容の説明をできませんので、お伺いさせていただきたい。」などと告げ、Aの自宅を訪問する約束を取り付けた。同月中旬、Zは、Aの自宅を訪問し、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「サンパワーは、オーナー様にサンパワーのソーラーパネルを販売して、オーナー様から、そのソーラーパネルのリースを受け、電力会社にそのソーラーパネルで発電した電力を売り、その売電収入で、お客様にリース料を払うという仕組みで事業を行っている。」などと、あたかも相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払うかのように告げた。

サンパワーは、遅くとも令和元年8月以降、本件役務に関し、相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からはリース料を支払っていなかった。

【事例2】（役務の内容につき不実のことを告げる行為）

ア・ライクの従業員Yは、令和元年8月上旬、消費者Bの自宅に電話をし、「投資に興味はないですか。」「貯金がけっこうあるようだったらいい話があります。」などと告げ、Bに本件役務提供契約に関するパンフレットを送付するとともに、「担当者が家に行くので話を聞いてくれませんか。」などと告げ、Bの自宅を訪問する約束を取り付けた。その後、ア・ライクの従業員X又はWは、Bの自宅を訪問し、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「サンパワーは、滋賀県大津市にソーラーパネルを設置しており、そのソーラーパネルを購入すると、購入したパネルの枚数に応じて、売電収入から配当が受け取れる。」などと、あたかも相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払うかのように告げた。

サンパワーは、遅くとも令和元年8月以降、本件役務に関し、相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からはリース料を支払っていなかった。

【事例3】（訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する

行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為)

サンパワー日本の従業員Vは、平成29年頃、消費者Cに本件役務提供契約に関するパンフレットを送付するとともに、Cの自宅に電話をし、「パンフレットを見ていただきましたか。」「これはすごく配当がよい。」「一度お会いして詳しく説明したい。」などと告げ、Cと直接会い、本件役務提供契約に関する説明をする約束を取り付けた。その後、ア・ライクの従業員Xは、平成30年9月から令和元年12月までの間、サンパワー日本、エムアンドアイ及びア・ライクの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約の締結について勧誘し、Cとの間で、当該契約を複数回にわたり締結した。当該契約では、1月、3月、5月、7月、9月及び11月の各月月初めに年6回のリース料を支払う旨定められていたにもかかわらず、サンパワー日本は、令和2年3月以降、現時点までリース料を支払っていない。

さらに、当該契約では、サンパワー日本がリース契約の債務の履行を怠った場合には当該リース契約を解除でき、解約金が発生する旨定められているところ、Cは、令和2年10月、リース料の支払がなされないことから、サンパワー日本との間で複数回締結した本件役務提供契約の一部につき解約を申し出たにもかかわらず、サンパワー日本は、現時点まで解約金を支払っていない。

株式会社M& i に対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社M& i (以下「エムアンドアイ」という。)は、サンパワージャパン合同会社(以下「サンパワージャパン」という。)及び株式会社A・L I K E (以下「ア・ライク」という。)と連携共同して、サンパワージャパンが消費者に販売したソーラーパネルをサンパワージャパンが賃借した上で、当該ソーラーパネルに関し電力会社から得た売電収入からリース料を支払うと称する役務(以下「本件役務」という。)を提供する事業を行っているものである。

サンパワージャパンは、エムアンドアイ及びア・ライクとの間で、それぞれ平成28年に、販売代理店契約を締結し、エムアンドアイ及びア・ライクが、それぞれサンパワージャパン東京神田支店及び日本橋支店として、サンパワージャパンから、本件役務を有償で提供する契約(以下「本件役務提供契約」という。)に係る勧誘業務及び苦情対応業務に関し指示を受けながら、本件役務提供契約に係る勧誘及び苦情対応を行っていた。

そして、サンパワージャパンは、エムアンドアイ又はア・ライクから勧誘を受けた消費者との間で本件役務提供契約を締結し、消費者に対し、本件役務の内容であるリース料の支払を行っていたが、遅くとも令和2年3月以降は、エムアンドアイ又はア・ライク自身が、サンパワージャパンとの間で本件役務提供契約を締結していた一部の消費者に対しサンパワージャパンに代わって本件役務の内容であるリース料の支払を行っている。

エムアンドアイは、サンパワージャパン及びア・ライクと連携共同して、消費者宅等サンパワージャパン、エムアンドアイ及びア・ライクの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結していることから、このようなエムアンドアイがサンパワージャパン及びア・ライクと連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

エムアンドアイは、令和4年5月27日から令和5年2月26日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア エムアンドアイが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ エムアンドアイが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ エムアンドアイが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア エムアンドアイは、サンパワージャパン及びア・ライクと連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為並びに同法第7条第1項第1号の規定に該当する訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをエムアンドアイの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ エムアンドアイは、サンパワージャパン及びア・ライクと連携共同して行う訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和元年8月1日から令和4年5月26日までの間にエムアンドアイとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、エムアンドアイに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和4年6月27日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知文書を添付すること。）により報告すること。

なお、令和4年6月9日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

- (ア) 前記（1）の業務停止命令の内容
- (イ) 本指示の内容
- (ウ) 下記4（1）の違反行為の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

エムアンドアイは、以下のとおり、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 役務の内容につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項第1号）

エムアンドアイは、遅くとも令和元年8月以降、サンパワージャパン及びア・ライクと連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件役務に関し、同月以降は相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払っていないにもかかわらず、当該ソーラーパネルに係る売電収入からリース料が支払われることや滋賀県大津市に発電所が既に完成している旨を記載したパンフレットを交付して閲覧させるとともに、「サンパワージャパンは、オーナー様にサンパワージャパンのソーラーパネルを販売して、オーナー様から、そのソーラーパネルのリースを受け、電力会社にそのソーラーパネルで発電した電力を売り、その売電収入で、お客様にリース料を払うという仕組みで事業を行っている。」、「サンパワーは、滋賀県大津市にソーラーパネルを設置しており、そのソーラーパネルを購入すると、購入したパネルの枚数に応じて、売電収入から配当が受け取れる。」などと、あたかも相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払うかのように告げている。

(2) 訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為（特定商取引法第7条第1項第1号）

エムアンドアイは、遅くとも令和2年3月以降、訪問販売に係る本件役務提供契約を締結した者に対し、本件役務に係るリース料について1月、3月、5月、7月、9月及び11月の各月月初めに年6回のリース料を支払う旨定められていたにもかかわらず、リース料を支払わないなど、本件役務提供契約に基づく債務の履行の一部を拒否するとともに、リース料の支払がなされないことから、本件役務提供契約を解除した者に対し、本件役務提供契約に基づき受領した金銭を返還しないなど、本件役務提供契約

の解除によって生ずる債務の履行の全部を拒否している。

5 事例

【事例1】（役務の内容につき不実のことを告げる行為）

エムアンドアイの従業員Zは、令和2年12月上旬、消費者Aの自宅に本件役務提供契約に関するパンフレットを送付するとともに、Aの自宅に電話をし、「資料を送ったのですが、見ましたか。」、「電話では詳しい内容の説明をできませんので、お伺いさせていただきたい。」などと告げ、Aの自宅を訪問する約束を取り付けた。同月中旬、Zは、Aの自宅を訪問し、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「サンパワーは、オーナー様にサンパワーのソーラーパネルを販売して、オーナー様から、そのソーラーパネルのリースを受け、電力会社にそのソーラーパネルで発電した電力を売って、その売電収入で、お客様にリース料を払うという仕組みで事業を行っている。」などと、あたかも相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払うかのように告げた。

サンパワーは、遅くとも令和元年8月以降、本件役務に関し、相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からはリース料を支払っていなかった。

【事例2】（役務の内容につき不実のことを告げる行為）

ア・ライクの従業員Yは、令和元年8月上旬、消費者Bの自宅に電話をし、「投資に興味はありますか。」、「貯金がけっこうあるようだったらいい話があります。」などと告げ、Bに本件役務提供契約に関するパンフレットを送付するとともに、「担当者が家に行くので話を聞いてくれませんか。」などと告げ、Bの自宅を訪問する約束を取り付けた。その後、ア・ライクの従業員X又はWは、Bの自宅を訪問し、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「サンパワーは、滋賀県大津市にソーラーパネルを設置しており、そのソーラーパネルを購入すると、購入したパネルの枚数に応じて、売電収入から配当が受け取れる。」などと、あたかも相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払うかのように告げた。

サンパワーは、遅くとも令和元年8月以降、本件役務に関し、相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からはリース料を支払っていなかった。

【事例3】（訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為）

サンパワー日本の従業員Vは、平成29年頃、消費者Cに本件役務提供契約に関するパンフレットを送付するとともに、Cの自宅に電話をし、「パンフレットを見ていただきましたか。」「これはすごく配当がよい。」「一度お会いして詳しく説明したい。」などと告げ、Cと直接会い、本件役務提供契約に関する説明をする約束を取り付けた。その後、ア・ライクの従業員Xは、平成30年9月から令和元年12月までの間、エムアンドアイ、サンパワー日本及びア・ライクの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約の締結について勧誘し、Cとの間で、当該契約を複数回にわたり締結した。当該契約では、1月、3月、5月、7月、9月及び11月の各月月初めに年6回のリース料を支払う旨定められていたにもかかわらず、サンパワー日本は、令和2年3月以降、現時点までリース料を支払っていない。

さらに、当該契約では、サンパワー日本がリース契約の債務の履行を怠った場合には当該リース契約を解除でき、解約金が発生する旨定められているところ、Cは、令和2年10月、リース料の支払がなされないことから、サンパワー日本との間で複数回締結した本件役務提供契約の一部につき解約を申し出たにもかかわらず、サンパワー日本は、現時点まで解約金を支払っていない。

株式会社A・LIKEに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社A・LIKE（以下「ア・ライク」という。）は、サンパワージャパン合同会社（以下「サンパワージャパン」という。）及び株式会社M&i（以下「エムアンドアイ」という。）と連携共同して、サンパワージャパンが消費者に販売したソーラーパネルをサンパワージャパンが賃借した上で、当該ソーラーパネルに関し電力会社から得た売電収入からリース料を支払うと称する役務（以下「本件役務」という。）を提供する事業を行っているものである。

サンパワージャパンは、エムアンドアイ及びア・ライクとの間で、それぞれ平成28年に、販売代理店契約を締結し、エムアンドアイ及びア・ライクが、それぞれサンパワージャパン東京神田支店及び日本橋支店として、サンパワージャパンから、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）に係る勧誘業務及び苦情対応業務に関し指示を受けながら、本件役務提供契約に係る勧誘及び苦情対応業務を行っていた。

そして、サンパワージャパンは、エムアンドアイ又はア・ライクから勧誘を受けた消費者との間で本件役務提供契約を締結し、消費者に対し、本件役務の内容であるリース料の支払を行っていたが、遅くとも令和2年3月以降は、エムアンドアイ又はア・ライク自身が、サンパワージャパンとの間で本件役務提供契約を締結していた一部の消費者に対しサンパワージャパンに代わって本件役務の内容であるリース料の支払を行っている。

ア・ライクは、サンパワージャパン及びエムアンドアイと連携共同して、消費者宅等サンパワージャパン、エムアンドアイ及びア・ライクの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結していることから、このようなア・ライクがサンパワージャパン及びエムアンドアイと連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

ア・ライクは、令和4年5月27日から令和5年2月26日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア ア・ライクが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘

- すること。
- イ ア・ライクが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ ア・ライクが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア ア・ライクは、サンパワー・ジャパン及びエムアンドアイと連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務の内容につき不実のことを告げる行為並びに同法第7条第1項第1号の規定に該当する訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをア・ライクの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ ア・ライクは、サンパワー・ジャパン及びエムアンドアイと連携共同して行う訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和元年8月1日から令和4年5月26日までの間にア・ライクとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、ア・ライクに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和4年6月27日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知文書を添付すること。）により報告すること。

なお、令和4年6月9日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

- (ア) 前記（1）の業務停止命令の内容
- (イ) 本指示の内容
- (ウ) 下記4（1）の違反行為の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

ア・ライクは、以下のとおり、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 役務の内容につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項第1号）

ア・ライクは、遅くとも令和元年8月以降、サンパワージャパン及びエムアンドアイと連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件役務に関し、同月以降は相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払っていないにもかかわらず、当該ソーラーパネルに係る売電収入からリース料が支払われることや滋賀県大津市に発電所が既に完成している旨を記載したパンフレットを交付して閲覧させるとともに、「サンパワージャパンは、オーナー様にサンパワージャパンのソーラーパネルを販売して、オーナー様から、そのソーラーパネルのリースを受け、電力会社にそのソーラーパネルで発電した電力を売り、その売電収入で、お客様にリース料を払うという仕組みで事業を行っている。」、「サンパワーは、滋賀県大津市にソーラーパネルを設置しており、そのソーラーパネルを購入すると、購入したパネルの枚数に応じて、売電収入から配当が受け取れる。」などと、あたかも相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払うかのように告げている。

(2) 訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為（特定商取引法第7条第1項第1号）

ア・ライクは、遅くとも令和2年3月以降、訪問販売に係る本件役務提供契約を締結した者に対し、本件役務に係るリース料について1月、3月、5月、7月、9月及び11月の各月月初めに年6回のリース料を支払う旨定められていたにもかかわらず、リース料を支払わないなど、本件役務提供契約に基づく債務の履行の一部を拒否するとともに、リース料の支払がなされないことから、本件役務提供契約を解除した者に対し、本件役務提供契約に基づき受領した金銭を返還しないなど、本件役務提供契約の解除によって生ずる債務の履行の全部を拒否している。

5 事例

【事例1】（役務の内容につき不実のことを告げる行為）

エムアンドアイの従業員Zは、令和2年12月上旬、消費者Aの自宅に本件役務提供契約に関するパンフレットを送付するとともに、Aの自宅に電話をし、「資料を送ったのですが、見ましたか。」「電話では詳しい内容の説明をできませんので、お伺いさせていただきたい。」などと告げ、Aの自宅を訪問する約束を取り付けた。同月中旬、Zは、Aの自宅を訪問し、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「サンパワー・ジャパンは、オーナー様にサンパワー・ジャパンのソーラーパネルを販売して、オーナー様から、そのソーラーパネルのリースを受け、電力会社にそのソーラーパネルで発電した電力を売り、その売電収入で、お客様にリース料を払うという仕組みで事業を行っている。」などと、あたかも相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払うかのように告げた。

サンパワー・ジャパンは、遅くとも令和元年8月以降、本件役務に関し、相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からはリース料を支払っていなかった。

【事例2】（役務の内容につき不実のことを告げる行為）

ア・ライクの従業員Yは、令和元年8月上旬、消費者Bの自宅に電話をし、「投資に興味はないですか。」「貯金がけっこうあるようだったらいい話があります。」などと告げ、Bに本件役務提供契約に関するパンフレットを送付するとともに、「担当者が家に行くので話を聞いてくれませんか。」などと告げ、Bの自宅を訪問する約束を取り付けた。その後、ア・ライクの従業員X又はWは、Bの自宅を訪問し、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「サンパワーは、滋賀県大津市にソーラーパネルを設置しており、そのソーラーパネルを購入すると、購入したパネルの枚数に応じて、売電収入から配当が受け取れる。」などと、あたかも相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からリース料を支払うかのように告げた。

サンパワー・ジャパンは、遅くとも令和元年8月以降、本件役務に関し、相手方に販売してリースを受けたソーラーパネルに係る売電収入からはリース料を支払っていなかった。

【事例3】（訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為及び同契約の解除によって生ずる債務の全部の履行を拒否する行為）

サンパワー・ジャパンの従業員Vは、平成29年頃、消費者Cに本件役務提供

契約に関するパンフレットを送付するとともに、Cの自宅に電話をし、「パンフレットを見ていただきましたか。」「これはすごく配当がよい。」「一度お会いして詳しく説明したい。」などと告げ、Cと直接会い、本件役務提供契約に関する説明をする約束を取り付けた。その後、ア・ライクの従業員Xは、平成30年9月から令和元年12月までの間、ア・ライク、サンパワー・ジャパン及びエムアンドアイの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約の締結について勧誘し、Cとの間で、当該契約を複数回にわたり締結した。当該契約では、1月、3月、5月、7月、9月及び11月の各月月初めに年6回のリース料を支払う旨定められていたにもかかわらず、サンパワー・ジャパンは、令和2年3月以降、現時点までリース料を支払っていない。

さらに、当該契約では、サンパワー・ジャパンがリース契約の債務の履行を怠った場合には当該リース契約を解除でき、解約金が発生する旨定められているところ、Cは、令和2年10月、リース料の支払がなされないことから、サンパワー・ジャパンとの間で複数回締結した本件役務提供契約の一部につき解約を申し出たにもかかわらず、サンパワー・ジャパンは、現時点まで解約金を支払っていない。

齊藤 健吾に対する行政処分の概要

1 名宛人

齊藤 健吾（以下「齊藤」という。）

2 処分の内容

齊藤が、令和4年5月27日から令和5年2月26日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、サンパワージャパン合同会社（以下「サンパワージャパン」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 齊藤は、サンパワージャパンの業務を執行する社員（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

小松 昌宏に対する行政処分の概要

1 名宛人

小松 昌宏（以下「小松」という。）

2 処分の内容

小松が、令和4年5月27日から令和5年2月26日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙2のとおり、株式会社M&I（以下「エムアンドアイ」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 小松は、エムアンドアイの取締役（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

佐藤 俊介に対する行政処分の概要

1 名宛人

佐藤 俊介（以下「佐藤」という。）

2 処分の内容

佐藤が、令和4年5月27日から令和5年2月26日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙3のとおり、株式会社A・L I K E（以下「ア・ライク」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 佐藤は、ア・ライクの取締役（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。